

1 号様式

記録者 事務局次長 佐藤 俊幸

教育、民生常任委員会記録

招集年月日	令和6年5月30日（木）
招集の場所	3階会議室
開会	午後1時30分
出席者	委員長 柳田 政喜 副委員長 赤坂 芳則 委員 平吹 俊雄 委員 藤田 洋一 委員 前原 吉宏 委員 村松 秀雄
欠席者	
職務のため出席した者の職氏名	事務局次長 佐藤 俊幸
協議事項	1) 子育て環境の充実について （子ども家庭課と情報交換） 2) 行政視察について
その他	なし
閉会	午後4時21分

2 号様式 協議の経過

	開会
柳田委員長	それでは教育民生常任委員会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員 6 名ですので当委員会は成立しております。 本日、忙しい中、子ども家庭課にお越し頂きまして、情報交換をするということでございます。 今回の当常任委員会のテーマである子育て環境の充実は大変広うございます。そういった中、子ども家庭課の所管する事業について意見交換をしていきたいと思っておりますので皆さんから、こういう場じゃないと聞けないこともあると思っておりますので、積極的に質問等していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 子ども家庭課のほうも端的に答えてもらって、よろしいですね。あとちょっと答えにくいときは休憩すぐ取りますので、よろしくお願いいたします。 それでは、早速ですけども会議事項に入らせていただきたいと思います。最初に委員の自己紹介からしたいと思いますので、でよろしくお願いいたします。 (以下、委員の自己紹介) 続きまして本日来ていただいた職員のほうの紹介をお願いいたします。 (以下、子ども家庭課職員の自己紹介) それでは早速ですけども子育て環境の充実について、子ども家庭課との意見交換を始めさせていただきます。子ども家庭課の事業が全部で 29 事業、事務事業の概要でございます。最初に保育所の入所児童選考委員会運営で質問したいと思いますけども、よろしいでしょうか。こちらのほう皆さんのほうから質問等ございますか。 私のほうから 1 点教えていただきたいんですが、判定委員会の判定基準は、各市町村が独自に設けて行うのか、もしくは基本的な何か全国的に統一された基準にのっとって行うものなのか。それについてまず確認したいんですけど、どのようになってますでしょうか。
伊藤係長	判定基準につきましては、基本的には各市町村独自に行っております。ただし保育所の入所の基準といいますか、両親が仕事をしている場合とかそういった要件がありますので、就労状況によって点数をつけるなど、国から指針とか示されていないんですけども、そこは各市町村で共通しているところですね。あとは独り親についての加点とか、そういった共通のものがございます。あと国からこうしてほしいということで明確に示されていますのが、保育士のお子さんについては、保育士がお子さんを預けることによって保育士の職場復帰につながるの、保育士のお子さんは加点をして優先的に入れるようにすべきという通知が回っております。ただ、優

	先的にといいますのも市町村によっては保育士のお子さんであれば最優先で入れるという市町村もありますし、美里町ではあくまで保育士のお子さんであっても点数を加点するという方法をとっております。その点数ですとか、何点というところにつきましても各市町村それぞれ本当にばらばらになっているところです。以上です。
柳田委員長	はい、ありがとうございます。 ちなみに正確な数字はよろしいですから、実際預けたい方が点数で査定された後に、基準に満たないで預けられませんという方も何人かいると思うんですね。どれぐらいの比で、例えば1割以下なのか2割3割、そういう方がいるのか。ある程度大ざっぱで構いませんので。
伊藤係長	預けられませんというお子さん、完全に入所をお断りするケースはございません。相談の際にお母様が主婦でそもそもお仕事を探すという状況にない方、求職活動をされる方であっても預けてから3か月以内に職に就いていただくということで入所することができますので、基本的にお断りすることはございませんけれども、相談の段階で仕事をするつもりはないですとか、そういったお話があれば、いやそれでは保育所に預けられないということでお話しすることがございます。それは保育所のそもそもの目的というところから外れてしまいますというお話をさせていただく場合がございます。
柳田委員長	なるほど、ある程度の基準に該当しない場合は、最初から該当外になってしまう、保育所のもとと本来持っている目的があるんで、それは変えようがないと。うちの町に関しては独自の部分もあるが、基本的には国の示してくる部分を入れながら、町独自の部分も、ある程度の基準で設けているということよろしいですね。
伊藤係長	はい、そのようになりますと思います。
柳田委員長	私が聞きたいのは預けたいけど預けられない人がないかというのが、1番心配されるところなんです。その辺に関しては、私たちも安心してよいということよろしいですかね。
伊藤係長	はい、そうです。あとは御自宅でお母さんはお仕事をされている、でも、おじいさん、おばあさんが若くて主婦をされている場合ですとか、そういった方につきましては、御自宅での保育ができませんかということでお話しすることがございます。 ただ、御両親、おじいさん、おばあさんもお仕事をしているとか、そういった方につきましては待機児童にならない限り審査は行いますし、お母様が仕事を現在していない方でも求職活動、これから職を求めますという方であれば、点数は低いですが、審査を行っていく方向だと。
柳田委員長	そうしますと、あくまで入所児童選考委員会で判定する中で、保育所の存在理由にそったものはきちっとできているということですけど、皆さんからほかに質問ございませんか。はい、平吹委員。

平吹委員	我が町としては待機児ゼロということでよろしいと思いますけど、親が希望する保育所に100%行っているのか。もし行っていない場合はどのようにしているのか。
伊藤係長	まず希望の施設を第3希望まで書いていただく申請書になっております。全ての方が希望のどれかに必ず入れているかといいますと、そういうことではございません。 まず第1希望で申し込んでいる方について選考を行いまして、そこであふれてしまった場合には第2希望の施設に回るとい形になりますけれども、そこで空いていない場合、第3希望に回る。第3希望も同じであれば、保留としつつ空いている施設、希望されている施設ではないですけども空いている施設を御案内するという方法をとっております。 令和6年度の入所児童につきまして、4月1日時点の状況ですけれども、第1希望に入れた方はゼロ歳児が76.9%、1歳児が85.3%、2歳児が82.5%、第2希望に入れたお子さんは、ゼロ歳児が23.1%、1歳児が2.9%、3歳児が12.5%、第3希望の施設に入ったお子さんはゼロ歳児は0%、1歳児は1.5%、2歳児は0%。 第1、第2、第3どちらの施設にも入れずに他の施設を御案内したケースはゼロ歳児が0%、1歳児が10.3%、3歳児が5%になっております。3、4、5歳児につきましては、全て第1希望の施設に入っている形になっております。
平吹委員	その場合、親からの苦情とかそういうのは今までありましたか。
伊藤係長	苦情といいますか、なぜ落ちたのかということでお問合せを頂いたことはもちろん毎年のようにございます。そういった方につきましては、点数表をお示ししまして、この就労状況でしたのでこの点数ですということで、丁寧に御説明をさせていただいております。 また、希望していないけれども、その他の施設を御案内する方につきましては、複数の施設、見学していただいて申し込んでくださいますとか、丁寧に御説明をして御理解を頂いているところでございます。
柳田委員長	今の話ですと、基本的には預けたいという希望が満たされているという形でよろしいですか。
伊藤係長	できる限り少なくなるようにはしております。御兄弟で分かれてしまうということもあるんですけども。
柳田委員長	いろいろ結構あるでしょうけど、そこに関しては何とか満たすことができているというのが、町の現状だということです。 よろしいですか。（「はい」の声） それでは続きまして、子ども子育て支援事業計画策定等委員会運営のほうですけれども、こちらの第3期計画ですね。今、策定している最中ということですから来年度の4月に出来上がるということですけども、こちらの進捗はどうかという点と、第3期に新たに設けたい構想等がありましたら、ぜひ私た

	ちも今後の意見等も参考にしたいので教えていただければと思います。
伊藤恵 補佐	お答えします。 令和6年3月に一度開催をしております、今年度中の策定スケジュール等を委員の皆様にお話ししております。本年度は次回が来月7日を予定しております、大体の流れ的なものを、内容としましては第2期の計画を踏襲しつつ、これまで第1期、第2期ともアンケート調査が必須であったんですけども、第3期からは各市町村に任せて、アンケート調査は必ずしも要しないということになりまして、美里町としてはアンケート調査を実施しないことになりました。量の見込みは実際の利用人口などを加味して算出する予定となっております。 実施計画の中身としましては、第2期を踏襲した内容で、さらには子供の貧困問題がクローズアップされてきております。その内容も含めて簡単なアンケート調査を今年の夏に自前で行い、その内容を加味したものを第3期計画として策定するという流れで考えております。
柳田委員長	はい。今説明ございましたけど、皆さんのほうから何か質問ございますか。赤坂委員。
赤坂委員	今回、子育て環境の充実をいかにして図るかを常任委員会の研究テーマにしているんです。 だからここが大事な所になる。やっぱり子育て世代の親の意見をいかに吸収して、そして反映させていくかが大事だと思うんですよ。それはアンケートの方法も一つあるだろうし、日頃のいろんな機会にですね、その意見等を吸収する必要があると思うんだけどね。その辺はこれから取り組む考えは持っていますか。
伊藤恵 補佐	子ども子育て支援事業計画のほかに子供の貧困問題とか複合的に計画する子供計画の策定が努力義務ということで今ありまして、そちらも今後策定しなければいけないものになっているんですけども、そちらを策定する際にはアンケート調査など、こういった形になるかはまだ不明ですけども行って策定するという形になると考えています。 現在策定を進めている第3期の子ども子育て支援事業計画につきましては、令和7年から5年間ですけれども、今後ですね子ども家庭課だけではなく、少子化対策でしたり貧困問題でしたり、関係する他課と協議を持ちながら進めていく形になるかと。
赤坂委員	それでも子ども計画を策定する際にはアンケート調査の実施が必要になるのではないかと。いや、かなりこれは広いのですね。子育て施策を充実すればそれで環境が整うかというところでもないよね。いろんな助成、補助その他のいろんなことを美里町も一生懸命やっているんだけど、いろんな先進事例を見ると地域ぐるみで子育て支援をしているところも結構多いんだけどね。 それら幅広く子育ての、ここはどこの分野ということで、うちの担当課

	じゃないよってやつは、やっぱりこれからは越えていかないと駄目だと思うんですよ。これはうちの部署ではないという行政の、うまくいかない、そういうところが多いんですよ。うまくいっているところは、やっぱり全部、どこの課も超えた形のワンストップというか流れるようなシステムをつくって、これは子育て支援課だけの問題じゃないんで、役場のトップクラスが考えることだと思うんだよね。 そういうのも、ここはこうしてほしいっていうやつも、どんどん提案する必要があると思う。そのためにはやっぱり子育て世代の生の声をいっぱい集めてほしいと思うんですよ。
柳田委員長	後ほど保育所のほうでお聞きしようと思っている部分ですけども、病児、病後保育については。
齊藤課長	第2期のほうに掲載しておりますので、引き続き検討をいたしまして載せていくような形になるかと。
柳田委員長	あくまで検討という形で第2期に載ったのかなと。新制度に変わったのが令和2年度から。新制度の施行後に関しては、市町村が実施する事業として努力義務化されてきたんですよ。
齊藤課長	そうですね、病児病後児保育をする上で設備等々、かなりハードルが高くなっておりまして、そこら辺が今ネックになっている状況になりました。あとは病院との連携とかも図っていくような形になりますので、そちらのほうの支援体制もまだ構築がされていませんので、そちらのほうも今後、検討していく形になるのではなかろうかと。
柳田委員長	わかりました。計画の中で、今のところあくまで検討していくという扱いでよろしいですね、後ほどまたいろいろ聞きたいと思います。 ほかにございますか。 それでは次に進めさせていただきます。続きまして小学校入学給付金支援事業ですね。こちらのほうに関しまして質問ありますか。
赤坂委員	この間、確認したのが第3子以降で令和3年から入学前ということだったのかな。3人子供の家庭はいいけども、2人で終わるのが多いようだけれども、その辺で例えば第2子でも何でも全部これ対象にしてもいいのかなと、その辺どうですかね。それと一緒にお聞きしたいのが、近隣町村ではうちの町と比較するとどのような感じなのか、わかっている範囲で教えていただければ。
伊藤係長	小学校の入学給付金につきましては、県補助を受けて行っているものでして、その要件が第三子ということになっておりますので、近隣の市町村も基本的に第三子以降という方向になっているかと思います。 ただ3万円、お金を配るかといいますと、それを行っている市町村だけではなくて確か利府とかは全てのお子さん、全ての入学生にお配りしているということで、その中で第三子に配った分の金額を、県の補助を受けている。物で配っている市町村もあると聞いております。

柳田委員長	その際の県から来る金額が大体3分の1ぐらい。うちの町でいうと、全体が93万円だけど県から31万5000円。ほかの61万5000円に関しては一般財源で入っているけど、この辺の基準はどのような金額で県から。
伊藤係長	県補助は2分の1の補助になっております。こちら令和6年度の当初予算で93万円。県支出金で31万5000円となっておりますけれども、この31万5000円は令和6年度の93万円に対してのものではなく、令和5年度に支出したのに対して半分ということになります。 ですので令和6年度の見込みでは、第三子のお子さんが増えるということで金額が上がっておりますけれども、こちら93万円の半分につきましては令和7年度に歳入として入ってくるという見込みです。
柳田委員長	そうしますと近隣町村とほぼ同じか、もしくは物で配っているところもあるということですね。基本的には県の2分の1補助を頂きながら、この事業を各自治体が一般財源を足しながら行っている。 県からは交付する額3万円の2分の1、1万5000円が補助金として上限として決まっているということです。そうなりますと、うちの町としてはこれに関しては満額現金でお支払いしている。教育民生のほうでお話ししているとおり入学前に支給しているということによろしいですね。
伊藤係長	はい。
柳田委員長	ほかにございますか。はい、平吹委員。
平吹委員	やはり今、人口を増やすためには2人で足りないですよ。2.2ぐらいないと、3人をやっぱり希望しなくちゃなんないと思うんでね。 第三子以降、利用者が多くなるためにもう少し、年間100万にもならないような状況だから、その辺、美里町では少子化対策やっていますよという意味も含めてですね3万じゃなくて、その辺、検討する余地があるのではないかと思うのね。これ例えば5万円か6万円かわかんないけど、やはり独自の考えも必要ではないかと思いますが、その辺どうですか。
齊藤課長	おっしゃるとおりです。第三子以降ということで、3万円で足りるのかということもありますし、小学校入学給付金となりますと、小学校に入るときにお金が入るところであり、他の市町村では第三子以降、出生すると幾らの祝い金とかというような、それができれば1番よろしいのかなと考えておるんですが、今このような財政状況でもございますので、慎重に協議していかなければならないと考えています。
柳田委員長	やはり全国的にはですね、出産に対する給付金をいろいろしている部分があるということですから、その辺も私たち検討していけばいいのかなと思います。小学校入学給付金支給事業に関してはよろしいですかね。 （「はい」の声） 今後皆さんで検討していきたいと思います。 続きまして、子供家庭総合支援拠点事業でございます。こちら皆さんから質問ございますか。平吹委員。

平吹委員	この事業は令和4年度に発足して2年目になったのですが、スタッフ、支援員は2人ということですが、そのほかにもいると思うのでその辺、お願いします。スタッフは支援員2人だけですか。
千代窪係長	子ども家庭総合支援拠点としまして、今、子ども家庭課の奥のところに拠点を設けておりますが、今年度4月から4名で対応しております。
柳田委員長	この子ども家庭総合支援拠点事業と要保護児童対策地域協議会運営、こちらのほうも拠点の中に入っているような状況ですが。
齊藤課長	この2事業で職員が4名です。正規職員が2名で、家庭児童相談員が1人、子ども家庭支援員が1人というような形で、2人が会計年度任用職員です。
柳田委員長	会計年度2名を合わせての事業、どちらも同時に対応するようです。 はい、平吹委員。
平吹委員	この事業はそういう状況にある子供たち、あるいは親、すばらしい事業かなと思うんですが、令和5年度の利用状況と、もし分かれば内容を含めてお願いします。
千代窪係長	令和5年度の美里町の子供家庭総合支援拠点に関わる要保護児童対策地域協議会、こちらに関わる子供ですけれども全体で59名、こちらは18歳未満のお子さん、それから特定妊婦と言われる妊婦さんの8名も含めて59名で、18歳以下のお子さんが51名になっております。 このうち相談種別の内訳になりますと、要保護相談といいまして、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、育児放棄とかネグレクトを含めると33名となります。そのほかに性格行動相談1名、不登校相談1名、その他の相談24名であります。
平吹委員	相談、これは表立ってできないのかなと思うのですが、相談に来た皆さんは納得しているのか、あるいは追跡して、町として何ていうんですか、指導していくのか、その辺はどのようになっていますか。
千代窪係長	こちらは毎月、定例受理会議という会議がございます。こちらで新規に受け付けるもの、保留、要支援とあるんですけれども、関係機関の支援を含めまして終結を迎えるお子さんもございます。継続して様子を、総合的に支援しているところです。
平吹委員	この会議は警察なんかも入るんですか。
千代窪係長	会議には子ども家庭総合支援拠点の職員と健康福祉課の保健師が入っております。
柳田委員長	休憩いたします。
	休憩 14:14 14:21 再開
柳田委員長	再開いたします。

	なかなか要保護児童対策地域協議会の案件等、いろいろ相談があるみたいですが、ほかの機関との横のつながりを大事にして、その点で十分な対応をとれているということが確認できましたので、ここに関しましてはよろしいですか。 ほかに子供家庭支援総合支援拠点事業のほうで聞きたいことございますか。基本的にはそういう、横のつながり、関係機関の連絡調整とかしてくれているみたいです。子ども家庭課のすぐ隣にあるということで、いろんな相談、そのつながりもしやすいような状況があると思いますけどよろしいですか。（「はい」の声） それでは、続きまして母子父子家庭医療費助成事業でございます。 現在、こちらに関しましては保護者対象の医療費助成になっている状況でございます。こちらに関しまして質問等ございますか。 休憩いたします。
	休憩 14：23 14：27 再開
柳田委員長	母子父子家庭医療費助成事業に関しても県の補助対象ですけども、こちらの県の補助割合。どれぐらいなのかちょっと。
伊藤恵 補佐	こちらに関しましては、県の補助がおおよそ2分の1。 事業費全体といたしましては、扶助費のほかに委託料、需用費、消耗品印刷製本費なども含まれます。
柳田委員長	基本的にうちの町は自己負担額が通院と入院あるんだけど、これに関しては、県内みんな共通なのか共通じゃないのか。
伊藤恵 補佐	美里町につきましては自己負担ということで通院、入院の場合2000円を差し引いた金額を補助しております。県の要綱の内容と同じになっております。
柳田委員長	ほかに母子父子家庭医療費助成事業に対してお聞きしたことございますか。県が2分の1ということですけども。 はい、赤坂委員。
赤坂委員	医療費助成事業ですけども、これは365日の中の対応で、あくまでもこの予算的なものは1年間というやつなんだろうけども、まとめてやっているのか、その都度の対応が可能なのか、その辺どうなんですか。
伊藤恵 補佐	医療費の支払いにつきましては、毎月、支払っております。 こちらのほうは、病院にかかった段階で受給者が請求書を病院のほうに出します。こちらが国庫連合会を通して町に届きまして、誤りがなければ、受診した月から2か月後に町が本人口座に振り込む形になります。
柳田委員長	ということは、本人が事前に登録しておいて病院にかかった際に申請という形で、本人には後ほど支払われるという形で運営されている。基本

	的には県の2分の1で、県の基準としていると。上限は。
伊藤恵 補佐	上限はなく、あくまでも保険診療の自己負担部分をお支払いする形になります。高額医療費、超えた分については保険者から支払われますので、それを差し引いた自己負担分が町から支払われる形。
赤坂委員	いろんな保険適用もあると思うんだけど、その辺の何ていうかな、対応っていうのは、あくまでも、これはその分助成しますよっていうことは、1人の医療費に対して、総額的には、ここから上はこれ、下はこの範囲だとか保険の分の関係は考えなくて、自己負担、はい。
伊藤恵 補佐	千円の手出しが発生するというような形で、例えば1人の方が病院と薬局に行った場合は、それぞれ千円引きます。同じ病院に月に3回行った場合はその3回分から千円を引きます。別の病院の場合はまた千円。
柳田委員長	こちらに関しましては県が2分の1、基本は県基準ということで1医療機関につき自己負担がそれぞれ発生する。薬局も1医療機関と同じように自己負担が発生するということの確認がとれました。 これに関しては基準が県ですので、町として独自にすることも可能だと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。 ほかにございますか。 よろしいですか。（「はい」の声） 1時間経過しましたが、一旦休憩いたしますか。 それでは45分まで休憩いたします。
	休憩 14:36 14:46 再開
柳田委員	それでは再開いたします。 続きまして保育所事業ですね、まず小牛田保育所事業、なんごう保育所事業、施設管理、施設運営まで四つあわせてお聞きしたいと思います。 現在の方向性としては、民間の保育所等が増えてきていることでもありますので、そちらとの競合を避ける形で徐々に需要に合わせて縮小していくというのが今のうちの町の状況ですよね。 そういった中、施設としては小牛田保育所が平成9年建設、なんごう保育所は平成16年建設ということでございます。 病児、病児後保育、その辺がうちの町は取り組んでいないということですが、実際に調子が悪くなった子供とか病後児ですか、町ではどのように対応している状況にありますか。
伊藤係長	現状として体調不良、熱があるとかのお子さんにつきましては、御家庭で見ていただく形になります。解熱して24時間が経過してから保育所に登園してよいというルールづくりをしております。 保育している最中に体調不良になった方は、熱を定期的に測っておりま

	すので、その時点で 37 度 5 分になりましたら保護者に一報を入れる。38 度になりましたら、お迎えをお願いするということで統一しております。 体調不良になって保護者がお迎えに来るまでについては、別室で休息しているところです。 小牛田保育所につきましては、今年度、教室のクラスが一つ空きましたので、静養室ですとか相談室ということで使っております。
柳田委員長	38 度で迎えに来てもらおうと。それで迎えに来てもらうまでは保育所で面倒を見るということですね。
伊藤係長	保護者の方の緊急連絡先、第何位というところまでとっておりますので、そちらに連絡を入れていくという形になります。
柳田委員長	基本的には 38 度になったら、即連絡を入れて来てもらう。保育所で空き教室を、相談所とかに使用しながら、一時避難、休養させる場所として利用していると。そういった場合は、保育士さんあたりが付き添って面倒を見ているという形で。
伊藤係長	はい、そうですね。
柳田委員長	熱が下がって 24 時間が経過しないと保育所では受入れを再開することはできないっていう。
伊藤係長	そうですね。すぐに登園ということは控えていただいている現状です。解熱後の 24 時間が病後児保育の対象という形になります。
柳田委員長	今、子供たちの間に感染症とかいろいろありますけども、そういったものによって対応が分かれてくるんですかね。
伊藤係長	施設に重要事項説明がございまして、こちらの中で感染症別の出席停止期間を記載しております。 例えばインフルエンザは解熱後、何日経ってからとか、そういった表を保護者の方に配っておりますので、職員は施設長などに相談頂きながら、何日までお休みですねということで、保護者と連絡を取り合い、欠席期間を決めている形になります。
柳田委員長	はい、分かりました。 今のところ病児、病後児保育はできない状況だけど、小牛田保育所に関しては空き教室が一つ出来たと。 都会のほうでは待機児童が多いということでいろんな対応をしている中、民間の保育所等も増えたこともあって、逆に少子化で保育所の定員に満たない状況が大分出てきているみたいです。そういう空き教室の利用方法などを民間も考えているみたいですね。町としても今後、それを考えていかなきゃいけないのかなと。特に民間優先にして、町の保育所で調整していくということですから、その有効利用を考えていただきたいなと思うところです。 ほかに質問ございませんか。 なんごう保育所は今のところ空きはないですね。二、三人くらい減っ

	ただけ。そもそもの入所定員が 49 から 45 になった。
伊藤係長	計画 49 につきましては、申込みのお子様がちょっと多くで一時的に弾力運用という形で多く受入れた形になります。
柳田委員長	施設の定員は 45 のままだけど計画としては要望に応じてちょっとある程度余裕があるので受け入れるって感じですよな。 赤坂委員。
赤坂委員	南郷の保育所と幼稚園が一幼保一体の形でスタートしてね、そこはきちんとその整理できているのか。これ例えば、文科省と厚生省の分けなくたっていいのでないかと言いつけてきたのね。だけどやっぱり縦割りになって、今どういう扱いになっているんだろうか。
伊藤係長	取扱いとしては、これまでと変わらず幼稚園分は文科省、保育所分はこども家庭庁という形になっております。 ただ、保育所席の 3、4、5 歳児につきましては、全部で 15 人の定員なんですけれども、こちらにつきましては幼稚園のお子さんと一緒に生活しておりまして、クラスですとか、運動会のチームですとかそういったものを全て幼稚園のお子さんと一緒に行っている形になります。 ですので、そういった意味では幼保連携型、認定こども園とほぼ同じ状況ではありますけれども、施設自体は幼稚園、保育所ということで職員の管理ですとかそういったことは分けて行っております。
赤坂委員	同じ屋根の下の右側が幼稚園、左側が保育所みたいな考え方ね。それ改めたほうがいいんじゃないかって、ずっと言いつけてきたわけさ。 だからその辺、幼保一体型が新しく進んでくると思うのね。その辺をもう少し、働きかけも必要じゃないかなと思うんですね。そうすると、全部、例えば施設管理にしても会計、右側と左側を切れないじゃない。同じ屋根の下に入っているんだけど。何か方向性がないのかなと思うんですが、どうですかね。
伊藤係長	そちらにつきましては、公立の幼保連携型認定こども園化という選択肢もございます。ただし民間 1 校も含めた認定こども園化というところを進める中で、幼保連携型の認定こども園として民間移行というところも検討していかなければならないかと思っております。全ての公立の施設について、存続させるべきか現状のままで、例えば縮小していくべきか、認定こども園という形で民間移行すべきについて検討していく方向性でございます。
柳田委員長	ほかにございませんでしょうか。 あくまで保護者の方々が、困っている部分はないのか、子育て支援。幼稚園に対する父兄の不満、休憩します。
	休憩 14 : 58 15 : 04

	再開
柳田委員長	ほかに質問ございますか。保育所の関係です。 それでは続きまして児童館運営事業、児童館施設管理でございます。こちらのほうは本年度から統合して行われているものでございます。 はい、前原委員。
前原委員	令和4年7月の広報か何か見たんですよね、ファミリーサポート事業。実績としては数値を見ると4年度は14人です。現在、計画では令和5年度30、6年度で40ですよね。 先日知ったんですけども、FM仙台で県知事がファミリーサポートで何か宣伝しているんです。各自治体に問合せくださいとアナウンスしているので、それに対しての町として受ける窓口はどこになっているか、先に聞きたい。 ちなみにこの数字は会員登録数ですよね。実際の利用はあったのかどうか。前は、登録はあったけれど利用はなかったっていう話聞いたんですけども。そこもあわせてお願いします。
伊藤恵 補佐	ファミリーサポートセンターは、児童館の中に事務局を置いております。こちらの数字、簡易登録者数が令和4年度については14人ということになっておりますが、実際に利用された方は0人となっております。利用実績はゼロ件です。 預かる会員さんと預けたい会員さん、両方会員の合わせた人数が14人。5年度も利用実績にはゼロになります。実際に使いたい方はいたようなんですが、マッチングしたところ利用までは至らなかったということでした。
柳田委員長	はい、前原委員。
前原委員	先ほど触れたようにFM宣伝ね、子どもの広報している。聞いている方は聞いている。お昼のちょうど今頃の時間帯なんですよ。ただ、働いている女性とか子育て中の勤めている方が聞いているか。 町からのお知らせって、今ライン、結構使っている方が多く、ラインの中でこれ告知していないですよ。もったいないなと思ったんですよ。 そういう使い方をぜひ、町も告知の仕方を研究していったらどうかと感じています。
柳田委員長	実際、子ども家庭課としては、その利用実績というのはどういうところにあると思っていますか。その分析がなくて会員登録まではいくわけでもないですよ。当然、預けたい人もいるし需要はあると。でも預かりたい人も当然預かりますよっていう登録をしてくれるんですよ。ただ実際のマッチングがうまくいかない。その辺どのように感じるのか。 休憩いたします。
	休憩 15:09

	15 : 18 再開
柳田委員長	再開いたします。 ファミリーサポートセンター事業に関して内容等、いろいろお聞きしたところ実績がないということで、実績が出るような対応をとっていただきたいと、私たちもテーマの中でこの辺に関しても考えることができるのかなと思いますので今後、協議して提言に向けていきたいと思っております。 本年度、児童館が統合してさるびあ館の二階で運営されていますが、今まで南郷児童館を利用していた方が小牛田に来ているのかどうか。その辺に関しては今、どのような現状にありますか。
齊藤課長	美里児童館になってから2か月が経過しようとしているところですが、現場の職員に聞いたところによると、南郷でも利用されていた方も、ちょくちょく来ているというような話は聞いております。
柳田委員長	今度、小牛田の美里児童館を利用して不便だとか、そういう話は聞こえてこないですか。
齊藤課長	今のところは、そういう話はないと。
柳田委員長	はい、赤坂委員。
赤坂委員	今まで南郷児童館を利用していた人が何人で、今度は美里に一本になったときに、何人になったのか。 (「ちょっと把握していません」の声)
柳田委員長	赤坂委員からあったように、状況をきちっと課として確認して、利用者の不便がないように気を使っていたきたいなど。 ほかにございませんでしょうか。児童館に関してはよろしいですか。二階の入り口ですか、らせん階段を出入口として使っていますよね。
齊藤課長	今はまだそこは開けていない状況で、上がって入るところに段差が結構あって、ここを解消するためにちょっとやっています、はい。
柳田委員長	直接、児童館のほうに行ける形を今後とれるようにするってことですね。はい分かりました。それでは次進んでよろしいですか。 (「はい」の声) 続きまして小牛田子育て支援センター事業、南郷子育て支援センター事業、こちらについて、皆さんのほうは何か質問等ございせんか。 藤田委員。
藤田委員	南郷子育て支援センターが移転したのはいいんだけど、この間見てきたとき入り口ね、砂利道になって乳母車、お母さんがね。不便あるっていうのはすぐ対応してください。
柳田委員長	すぐ対応してもらいましょう。藤田委員からお話がありましたが、懸念材料の一つではありました。何でここを最初から舗装にできなかったのかなというのはちょっとあったんですけど。

齊藤課長	当初予算のほうで上げさせていただいたのが、今回、子育て支援センターの中のトイレの改装をする形で、本当はアスファルトにもしたかったんですが、そこまで予算を取りきれなかったというところがありまして。
柳田委員長	ほかに質問ございませんか。 子育て支援センターで、子どもたち熱が出たとか、ちょっとおなか痛がっているとか、そういう相談電話というのが昔、24 時間でやっていたと思うんだけど、それなくなったんですよ。電話の子育て相談電話みたいな町でやったよね。 子どもを持つ親が、例えば熱が出たという相談は、今どこでどのような形で受けるのか。 ちょっと休憩します。
	休憩 15 : 28 15 : 34 再開
柳田委員長	子育て支援センターでは、そういう育児相談等いろいろ受ける形で行っていただいている状況でございます。 ちなみに職員の配置はどのようになっていますか。
齊藤課長	支援センター長 1 人おりまして、あとは会計年度任用職員が 2 人という配置になっています。
柳田委員長	両方合わせてですか。
齊藤課長	それぞれです。
柳田委員長	それでは続きまして、放課後児童クラブのほうに行きたいと思います。これが最後でございます。6 施設、6 つの放課後児童クラブ運営事業。放課後児童クラブ専用施設が 2 つございます。 質問等、皆さんのほうからございますか。 本年度から 6 年生まで拡大するというので、子育て支援としては拡充されて親御さんも安心してきている状況なのかなと思います。 特に小牛田に関しましては今度、8 年 4 月に完成する方向で、あとあれですよ。今後の少子化に伴う各学校の子供の人数に合わせて、小学校の今後の在り方も当然町としても考えるでしょうし、それにあわせてこれも在り方が考えられてくるのかな。 併設だったり、ほかの施設だったり、学校の空き教室とかそういうところでやっている部分が、今後どうなっていくかは、当然、学校の統廃合と同時に議論されるべきだと思いますので。 はい、赤坂委員。
赤坂委員	ちょっと私は南郷の放課後児童クラブにしか顔を出してなかったのですね、それぞれのところで評価はどういうふうになっているかなと。その辺を利用者の声なんかを耳にしているかどうか。それあれば、ちょっと聞か

	せてもらいたい。
柳田委員長	はい、それではちょっと休憩いたします。
	休憩 15 : 38 15 : 45 再開
柳田委員長	放課後児童クラブについて、不動堂と南郷は専用施設、北浦は小学校の空き教室、中埴放課後児童クラブは体育館の準備室。 それでは、子ども家庭課、全般にわたって何か皆さんのほうから質問等ございますか。 平吹委員。
平吹委員	防犯体制は。
柳田委員長	専用施設じゃないとこで言うところの防犯対策ですね。
齊藤課長	南郷と不動堂については防犯カメラを設置して監視をしている状況です。北浦、中埴については学校の施設内、ありますので、学校で設置している防犯カメラがあるんですが、どこに設置されているか把握しておりませんが、その辺は確認したいと思います。セキュリティも当然入っていますのでその辺は大丈夫かと思います。
柳田委員長	防犯カメラというよりも、安全性がどのように担保できるかが問題なのね。だからきちっと指導員の人が何かあった場合、自然災害とかそういうのがあったときに対応できるのか、もしくは侵入者があった場合も対応できる体制とれているのか。その辺の確認をお願いします。
齊藤課長	はい、分かりました。
柳田委員長	ほかにございますか。よろしいですか。 それでは本日ですね、子ども家庭課の事業を職員の方々と意見交換させていただきました。私たちの研究テーマ、いろいろな意見を交わして進めていきたいと思います。 それでは最後に副委員長から子ども家庭課のほうに、職員の方々に一言お願いします。
赤坂委員	今日はかなり長時間にわたって、いろいろ御説明頂きました。本当に心から感謝を申し上げます。 今回、教育民生のテーマが子育て環境を充実させる、そのための勉強をしたいというのが我々の目標としているので、大変参考になりました。 自分のところが分からないとね、どこに行ってもどういう勉強をしたらいいかわからないので、これを基礎にして、これから子育て環境、この美里町がよくなるように我々一生懸命頑張っていきたいと思います。 どうもありがとうございました。
	休憩 15 : 51

	15 : 53 再開
柳田委員長	再開いたします。 続きまして次の項目、行政視察についてでございます。 こちら今、子ども家庭課と意見交換した中で今回のテーマ、突き詰めて絞っていきたいと思うんですけども、皆さんのほうから町として不足している部分、徹底研究したい部分ありませんか。 それとも調べてきた中で自分として、子育て支援の中で進めたい部分ございますか。 私がちょっと調べてきてやってみたいというのが、前にも教育民生常任委員会で視察に行つて提言した部分ですけども、病児、保育、病後児保育ですか。これにつきましては、令和2年度から変わりまして、今までは明確化されていなかったんですけども、市町村が実施する事業として努力義務化されております。児童福祉法第21条の9で努力義務化されたことによって全国的に大分広がってきている状況でございます。ただですね、こちらのほう努力義務という言葉でいろいろカバーされている部分もあるんですね。緩和されて今、モデルもやりやすくなっております。 ただし、ほとんどの市町村、初期に実施している市町村につきましては、小児科のある病院が中心としてやってくれている事業がほとんどでした。私たちが前言った七尾市でしたかね、大きい総合病院の小児科に併設して立派な施設がございます。そういうのがほとんどだったんです。 今日、皆さん端末で見てもらおうかなと思ったのがあったんですけども、全国病児保育協議会というのがあるんですよ。 ネットで調べれば出てくるんですけども、全国の病児保育をやっているところ、登録してあるところをいろいろ調べますと設置事業者が社団法人だったり、病院の院長先生だったり出てくるんですけども、東京のあきる野市は設置事業者が市長でした。市長さんが設置して、市で運営しております。一旦これ休憩して皆さんで調べたいと思います。 休憩いたします。
	休憩 15 : 51 16 : 16 再開
柳田委員長	再開いたします。 それでは会議事項の(2)行政視察、こちらにつきましては、今、皆さんで休憩中にお話ししまして、東京都あきる野市、あとは新潟県の上越市ということで日程は7月22日からの3日間、8月5日からの3日間という形で検討させていただきます。 こちらにつきましては事務局と検討しながら進めていきたいと思いま

	すが、日程調整につきましては、委員長、副委員長に任せてもらってよろしいですか。（「はい」の声） はい。こちらで調整をして変更がある場合、皆さんに相談したいと思います。 続きまして次の開催日程を調整させてください、休憩して進めます。休憩します。
	休憩 16：17 16：20 再開
柳田委員長	それでは再開いたします。 次回の開催日程は6月14日、9時半からになります。次回は視察先についての質問等、皆さんで検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは皆さんのほうから何かほかにございませんか。 なければ副委員長、最後に一言。
赤坂副委員長	長時間にわたってですね、皆さんいろんな意見ありがとうございました。以上をもって本日の第6回の教育民生常任委員会を一切終了いたします。御苦労さまでございました。
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月30日

教育、民生常任委員会

委員長 _____